

Title	最近の佛國革命史研究
Sub Title	
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.2 (1940. 9) ,p.141(343)- 150(352)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400900-0141">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400900-0141</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 最近の佛國革命史研究

鈴木泰平

ソルボンヌ大學の George Lefebvre 教授は

譲ることにした。

vue Historique, Bulletins critiques t 187. Fascicule

史料 パリの國民圖書館は A. Martin, G. Walter

1. (jan-mars 1939) に於いて La Révolution et l'

兩氏監修の下に Catalogue de l'Histoire de la Ré-

Empire なる題下に最近數年間にける佛國革命史

volution française 第一卷を提供した。これは同館

に關する刊行物について綜合的批判を試みてゐ

所藏の革命に關する印行書目の提要であり、全五

る。同教授は既に本文の前年度までの研究を大觀

卷をなす豫定である。尙此の他にも若干の目錄が

されて居り、小川三郎氏が西洋史研究(九・一〇)

出版せられてゐる。例へばヴェネズエラの國民文

に史料、一般史、特殊史の全般に涉り懇切に紹介

書館長 Davila の作成せる Archivio del general Mi-

されてゐる。<sup>註</sup>

randa. 1933. がある。その他 La Drôme 縣の史料

茲に紹介するものは紙數の都合上重要なる研究

編纂官 Jacques de Font-Réaunex 氏は Archives

にとどめ特に一般史を主とし史料及びテクストは

départementales de la Drôme を A. Parés が Ville

書物の名を擧げるととゞめ地方史特殊史は他日に

de Toulon 1934. を L. Lacroca, J. Dutheil 兩氏は

Bibliographie de l'histoire de la Révolution dans la Creuse 1935. を各々提供してゐる。次にフテナクストの刊行については P. Lesprand. L. Bour 兩氏が中央委員會援助の下に Cahiers de doléances des prévôtés bailliagèr s de Sarr. bourg et de Phalsbourg et du baillage de Lixheim pour les États généraux de 1789. 1938. を刊行して居り、又 L'Isère 縣の史料編纂官 Letonnelier 氏が Les Cahiers de doléances en Dauphiné. 1935. を B. F. Hyslop 嬢が A guide to the General Cahiers of 1789. with texts of undated Cahiers. 1936. を各々出版してゐる。この他に F. Gerbaut. Ch. Schmidt 兩氏は Procès-verbaux des comités d'agriculture et de commerce des trois assemblées. 1937. を刊行して居り革命政治の文書に關しては A. Cochin 氏監修にかゝる Les actes du gouvernement révolutionnaire, 23 août 1793-27 juillet 1794. 1936. の第三卷が出版されてゐる。傳

記に關しては H. Calvet 氏の Camille Demoulin. 1936. A. Chabaud 氏の Mémoires de Barbaroux 1936. Dommanget. L. Jacole 兩氏の Pages choisies de Babouf. 1935. Robespierre vu par ses contemporaines 1936. が見らるゝ。尙ほ他のロマンシュール研究會は Oeuvres complètes de Robespierre 1938. の第四卷を J. Godéchet 氏が Fragments des mémoires de C. A. Alexandre. 1937. をスイスの G. Steiner 氏が Korrespondenz des Peter Ochs 1752—1938. の第三卷を刊行してゐる。此の他若干の研究が存するが紙數の都合上省略する。

**一般史** L. P. May 氏の L'Ancien Régime devant le mur d'argent. 1935. は一七六十年より一七八八年に至る財政改革史であり、革命の根本的原因の一つとして財政改革の失敗を認めてゐる。彼は資本家や貴族や他の特權階級の反對を明白にしたが

此の意味に於いては少くとも Machault までさかのぼらなければならぬやうに思はれる。所で彼の意圖は彼にとつて現代を特徴づけるやうに思はれるものに類似した史實を過去の中に見出すことにあるやうに考へられる。又現代との比較を容易にするため歴史的事實を輕視し且簡單に取扱ふ嫌ひがあり尙又カロンヌの改革案を過大に評價してゐるやうに思はれる。J. Pons 氏の *La Révolution et l'avènement de la bourgeoisie* は未刊文書も用ひず、新しい見解をも述べたものではないが『國民に大革命時代の過去を認識せしめ、愛さしめるために』十五年の教授の成果をまとめたものである。彼の主眼とする所は『佛國革命はより偉大な革命の豫告者である』と云ふ信念に基づいて政治運動が導出した社會運動を明瞭ならしめんとするにある。余は根本に於いては Pons 氏の革命運動に對する考へに反對ではないが歴史的記述に關す

る概念には一致し得ない。歴史的事實は一つのものであり、辨明や論議はその中に於ける他のものである。此の兩者を分離するのは困難ではあるが混合すべき性質のものでは無い。K. Borries 氏の *Die Bedeutung der französischen Revolution für die Entstehung der modernen Welt* 1938. は近代社會の發生紀に於ける革命の役割を書いてゐる。彼は祕密救濟組合の陰謀の革命に對する影響を若干論じてゐるが、それを證明する文書を缺いてゐる。それ故一つの假定から歴史を構成してゐるが、假定は史實の證明ではない。G. Maranini 氏の *Classe et Stato nella Rivoluzione*. 1935. は大著である。氏の意圖は第三階級の分離と自由主義の必然的結果としての階級間の近代的階級闘争の前徴を明白にするにある。氏は革命が其の初期に於いて國王の手中にあつた政權を弱少ならしめたこと及び國家を警察と國防組織にしたブルジョアジの趨勢と

を見、次いで政治権力の再建としての公安委員會を考察し、これと平行して第四階級の擡頭を統制政治的及び反資本家的立場から考察してゐる。而してテルミドール反動後ブルジョアジーとその自由主義は勝利を占めることになつた事態を述べてゐる。氏は根本に於いて革命に反對ではない。然し彼にとつてはプロレタリアートが組織されなかつたこと及び國家に調停者としての權威を賦與しなかつたことは革命の根本的缺點であつたと言ふのである。L. Madelin 氏の *Le Crépuscule de la monarchie*. 1936. *La contre-Révolution pour la Révolution*. 1935. *La jeunesse de Bonaparte*. 1937. 等の諸著作は一般的に人氣はあるが學術的見地よりすれば價值あるものではない。Dom. H. Leclercq 氏の *L'Église constitutionnelle*. 1934. は説明的で多くの史實をとり入れてゐる。教會史と言ふも宗教史に終始せず僧侶の分裂について詳述してゐる。

此の他英國の T. B. Morton 氏の *Bastille falls and other studies of the French Revolution*. 1936. E. S. Scudder 氏の *The Jacobine*. Nesta. H. Webster 夫人の *Louis XVI and Marie-Antoinette during the Revolution*. 1937. 等の刊行物があるが詳細なる紹介は省略する。次いで小範圍の專改論文の特筆すべきのを擧げて見る。E. Soieau 氏の *Chute de l'Ancien Régime*. 1937. は農民の叛亂並びに八月四日の事件(封建的特權廢止)には言及してゐないが、崩壞の原因をルイ十四世以前まで追求してゐる。全體として余りに推理的であり、又史實についての知識は淺く事件の解釋には從來の研究を閑却する傾向が見える。Aimond 氏の *L'énigme de Varennes. Le dernier voyage du roi Louis XVI, juin 1791*. 1936. は大衆的心理を扱はず批判的精神を以てヴァレンヌ事件を地方的記録と地理的知識とに依り解明した。本書の特色は大衆の演じた

役割を明白にした點にある。R. Ciampini 氏は *La caduta della Monarchia. 1934.* で一七九二年の危機及び八月十日事件を扱ひ、深い文獻研究とオリジナルな文書とから構成されてゐる。トスカナ及びサルデニアの大使の報告を扱つたのは吾人に有力な資料を提供したものである。I. Bourdin 氏は *Les société populaire à paris pendant la Révolution française jusqu'à la chute de la royauté. 1937.* に於いて *Société populaire* の發生を論じてその政治的動向、ジャコバンとの關係並びに六月二十日、八月十日に於けるその役割を考察してゐる。しかし同氏は反革命運動及び貴族の陰謀に對する恐怖を考慮してゐないので *Société populaire* の動向に關する考察も決定的にはなり得ない。P. Caron 氏の *Les Massacres de Septembre. 1935.* は極めて優れた研究である。本書は單なる批判的研究ではなく少くともパリ事件に關しては將來の基礎

石となるものである。本書は綜合的研究ではなく分析的研究である。最初に從來の問題、特に虐殺の行政的組織並びに責任について論じ、次いで刑務所及び裁判所の機構を見、次ぎに虐殺者數及びその屬する社會的階級並びに犠牲者數及び内外の輿論の動向を考察し、第三章で責任の所在を探索しダントン、コンミュン、保安委員會及びマラーに其の責任を追求することは何等證據なきものとして非難し、第四、第五章で問題の原因を論じ、七月より十月に至る諸縣に於ける暴動の影響を見、大衆が貴族の陰謀の恐怖に捕はれてゐたと述べてゐる。彼の方法には非難すべき點なく、不明瞭な判断及び單獨の記録に對しては慎重な取扱を行つてゐる。同じく Caron 氏の *Conseil exécutif provisoire et pourvoir Ministériel. 1792—1794. 1937* なる著書がある。J. Hérissey 氏は *Le massacres de Mauv. 1935.* に於いてモーに於ける虐殺事件を

論じ、保安委員會の指令を認めてゐる。G. Izard 氏は *Les coulisse de la convention*. 1938. で協議會の舞臺裏を覗かせてゐる。G. Walter 氏は *Histoire de la Terreur*. 1937. を表はしてゐるが、恐嚇の本質を簡明してゐない。恐嚇の生成に關しては嫌疑者法の發布並びに強制公債發行に遡るが、一七九三年五月に其の起原を求めてゐる。ついで生活必需品の缺乏、高物價による民衆暴動鎮壓のため、恐嚇の採用の餘儀なきに至つた事態を述べてゐるが、そのことは恐嚇の起原そのものに何の關係もなく又結論も導かれ得ない。又佛國の内外の危機——ジャコバン及び地方派遣委員の擡頭、ツーロンの陥落等——も殆んど記述されてゐない。次に『恐嚇の組織化』に於いては恐嚇の特質を除き、その進展に關しては——その政治機關化の過程、絶對的權力の獲得方法、公安委員會の運用、その政治綱領の實施、九四年六月の牧月

法發布の経路等——全く沈黙してゐる。第二部の地方に於ける恐嚇はエピソードに過ぎない。全汎的に時代の斷片的記述はあるが、吾人の要求する綜合は全く行はれてゐない。同じく恐嚇に關しては Greer 氏の *The incidence of the Terreur*. 1935. がある。氏に依れば統計的方法に依つて恐嚇史を一新せんとするものである。即ち革命裁判所に關する著作に表はれた死刑者數を調査してその地方別、罪名、階級、年代に關する統計を得てゐる。數字に關しては修正の餘地が多少あるが、本書に依れば死刑者數は一六九五四人、無裁判死刑執行は一萬から一萬二千、牢死せる者が殆んど同數であり、全體で三萬五千から四萬に上る。此の數字は推定せられる全死刑者數の半數に満たないものであるが、その比率は興味ある事實を暗示してくれる。即ち其の七四パーセントは西南部の叛亂地方が占め、それに不安な地方の犠牲者數を加へる

と比率は八一パーセントに上る。これに對してバ  
リは僅か一六パーセントを占めるに過ぎない。こ  
ゝでは恐嚇は叛亂並びに裏切者に對する反動であ  
り、處刑理由の七八パーセントを占めるのがそれ  
であるのを見ればその本質は全く政治的であると  
言へよう。その他聯邦主義陰謀、法律違反は一九  
パーセント、經濟關係法令違反は一パーセント強  
に過ぎない。これも主に不換紙幣の拒絶、税金の  
不法誅求等であつて獨占並びに最高價格違反は殆  
んど見えない。社會的に見れば全處刑者の中六パ  
ーセント強を僧侶が占め、貴族は八パーセント強  
に過ぎず、第三階級は八四パーセント（ブルジョ  
ア二五、農民二八、勞働者三一）を占めてゐる。  
以上の數字はその政治的性質が明白であることを  
更に示すものであり、恐嚇をば革命と國土防衛の  
手段とする決論は A. Aulard の所論に近い。Greer  
氏に依れば恐嚇は叛亂と反革命陰謀の鎮壓方法で

あつたのである。しかし恐嚇は余の信ずる所によ  
れば A. Aulard の言ふが如き全く政治的のもので  
あるとは言へず、大衆の動向、經濟的危機、貴族  
の陰謀に對する恐怖並びに第三階級の特權階級に  
對する憎惡とに依り課せられたものである。恐嚇  
は單に統計によるのみならず、過去の史實と關聯  
しなければ説明出來ないのである。R. Roblot 氏  
の *La justice criminelle en France sous la Terreur*.  
1908. は時間と勞力が注がれてゐるに不拘、書目  
學的に若干重要な研究を脱落してゐる。ついで  
Brinton 氏は *French revolutionary legislation on  
Illegitimacy* に於いて革命時代の私生兒に關する  
法律を論じてゐる。先づ舊制度下の法律を調査し  
た後革命時代の法令特に九三年五月四日及び九四  
年十一月二日の法令を見、しかる後に法令の解釋  
及び實際の状態を詳述してゐる。五月四日の法令  
とは國民公會が原則として私生兒はその兩親を相



續出來る旨を言つたものであり、十一月二日のは國民公會が遡及的方法により兩親が死んでゐる所の現在の私生兒の身分を規定し且つ七月十四日の平等並びに財産相續の認められるを規定した法令である。此の法令に對し Cambacères は十一月二日以前には父子關係の證明が必要とされると説明してゐる。しかし法令は母子關係の證明も必要として居り、又實際に於いては私生兒は母系しか相續出來ず、他方父系の相續から派生する嫡統家系の混亂は擁護されてゐる。私生兒の解放に於いては舊制度の時代よりは自由であるが、その解放の手段と傳統的な家族への愛著の間には矛盾が存するやうに思はれる。Brinton 氏が九四年十一月二日の法令に於いて嫡統家系の利益を見失はなかつたと言ふ意味で、父子關係の證明と遡及性を廢止した一七九六年の立法者の精神と九四年の立法者の精神との間に確然たる區別を試みたのは評價す

べきである。テルミドル反動を扱つたのは Lefebvre 教授の Thermidorien を擧ぐべきである。次いで總裁政府に關しては若干重要な著作が見られる。G. Ferrero 氏の Aventure Bonaparte en Italie. 1936. は從來粗雑に扱はれてゐた點を精細に検討してゐる。先づ舊制度下の諸王朝の戰爭を革命時代のそれと比較し、前者は王朝の利己的意圖の下に行はれるに反し、後者は大衆の運動を主體とするものであると説いてゐる。しかし氏の所論は多くの點に於いて奇を好む惡癖があり、その結論は屢々根據のないものになつてゐる。J. Godchot 氏の Les commissaires aux armées sous le Directoire. 1937. は國內各地及びベルギー、ドイツ、スイス、イタリアの文書を考證して構成されてゐる。最初に軍隊付委員の役割を論じ、ついでイタリアに於けるナポレオンに注意が向けられてゐる。氏は Ferrero 氏の言ふが如きナポレオンを

總裁政府の従順な道具となしたり、或は Madelin 氏の言ふが如き、彼の政府よりの解放となす説に反対し、共に事態の複雑性を解明してゐないと言つてゐる。實際に於いてはナポレオンは軍隊付委員に行動の自由を阻止されてゐなかつたのである。要するに本書は委員制を内政と軍事の關係から考察し、それを一つの制度として扱つた所に特色がある。C. H. Van Duzer 氏の *Contribution of the Ideologues to french r v lutionary thought*. 1937. は Condilliac, Helvétius, Holbach の思想的潮流の淵源を求めんものである。Parker 氏の *The cult of antiquity and the french revolution*. 1937. は古代崇拜の革命への影響を求めたもので、Tite-Live, Tacite が教育上多く行はれ Rousseau, Montesquieu Mably の註釋者が古代崇拜を説き、古代崇拜は革命を舊制度より惹起したが決定的原因ではなく、共和主義的思想に影響した所が多いと述べ

てゐる。しかし革命に對する寄與が本質的なものでなかつたことは、彼の論説を待つまでもない。Frahard 氏の *La sensibilité révolutionnaire*, 1789—1794. 1936. は第十八世紀に於ける佛國精神を論じて革命時代を検討し革命思想の中に相反する思想を認め、ついで家族、友情、自然崇拜、宗教等の中に人權宣言の思想を追求した。I. Robiquet 氏の *La vie quotidienne au temps d. la Révolution*. 1938. は革命時代の人々の日常生活について詳述してゐる。Delbeke 氏の *La franc-Maçonnerie et la Révolution française et autres essais sur le X III<sup>e</sup> Siècle*. 1938. に於つては Brunwick の聲明 Mallet du pan の提案 d'Alembert の未刊書簡その他に關する研究が見られる。著者の主眼とする所は革命に於ける祕密救濟組合の直接間接の企圖を明白ならしむるにある。氏の主張は Mornet と同じく組合は哲學的宣傳に好適な環境を與へたこ

と及び實際的政革のプログラムを持ち合はせてゐないが現實的改革のプログラムを持つてゐたと言ふ二點にある。F. Brunot 氏の *Histoire de la langue française des origines à 1500*. t. IX. *La Révolution et l'Empire*. は佛語の革命時代より現代

史的事件との關係から語の變遷が考察されてゐる。本書は語による佛國史であり、語は政治制度の變遷に伴ひ、或は放棄され或は創造されるものなることを述べ全體として其の歴史的觀點の優秀さを示してゐる。

に至る變遷を述べてゐる。第一部では國語としての佛語の進歩が見られ、第二部では政治制度と歴

註、尙最近の佛國革命史研究に關しては間崎万里氏「フランス

革命史研究者のために」(史學、十五ノ三) 參照。